栃木県低入札価格調査制度事務処理要領の運用について

制定 平成16年4月1日 平成18年7月1日 中成19年6月1日 中成20年7月1日 中成20年7月1日 中成23年7月1日 中成23年7月1日 中成23年10月20日 中成27年4月1日 中成27年4月1日 中成27年4月1日 中成27年4月1日 中成27年4月1日 中成27年6月1日 中成27年6月1日 中成27年6月1日 中成27年6月1日日

低入札価格調査制度については、「栃木県低入札価格調査制度事務処理要領」(以下「要領」 という。)に定めるもののほか、下記の事項についても留意して取り扱うものとする。

なお、改正後の要領及びこの運用については、令和4年6月1日以降に入札公告又は入札通知する入札から適用する。

記

- (1) 低入札価格調査の実施手順は、別紙「低入札価格調査事務処理フロー図」のとおりとすること。
- (2)調査の実施に当たっては、原則として調査通知日から14日以内に調査の対象者を落札者とするか否かを決定し、通知すること。
- (3)調査基準価格を下回る価格の入札が複数あった場合は、調査を平行して実施しても差し支えないこと。
- (4) 重点調査において、要領第7条第1項により、通知を受けたにもかかわらず、低入札価格調査辞退届を提出せず、調査に必要な書類の提出がなかった場合及び当該資料提出後に事情聴取に応じない場合には、要領第9条第2項の「当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがある」とみなすものとすること。
- (5) 重点調査において、次のいずれかに該当するときは、要領第9条第2項の「当該契約の 内容に適合した履行がされないおそれがある」に該当するものとすること。
 - ① 提出書類又は事情聴取の説明に虚偽があると認められる場合
 - ② 下請業者、資材納入業者に対する不当なしわ寄せ等があると認められる場合
 - ③ 資材、建設機械、労務について必要量が確保されていない場合、又は、資材費、機械経費、労務費について、その額が過去の実績等に基づき適正に計上されていない場合
 - ④ 品質管理又は安全管理について、必要な方策が講じられていない場合、又は、そのため に必要な経費が計上されていない場合